

第2章 景観計画の策定手順

1 景観計画区域と良好な景観の形成に関する方針

- ☆景観行政を推進する「景観計画区域」は、市町村の行政区画とし、その中で景観特性に応じた地区に区分します。
- ☆「良好な景観の形成に関する方針」は、市町村の総合計画や都市計画等と整合を図り、全体と地区ごとのものを定めます。

2 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

- ☆景観重要建造物・樹木は、地域の景観上のシンボリックなもので、良好な景観の形成に寄与するものを指定します。
- ☆大きさや歴史的・文化的価値とは無関係なので、新たにまちを形成する地区などでは、景観の将来像に合うものを予め指定し、街並みのイメージリーダーとすることも可能です。



景観重要建造物のイメージ



景観重要樹木のイメージ

3 景観重要公共施設の整備に関する事項

- ☆道路や河川、公園、海岸、港湾などの特定公共施設は、必ず目に入る対象であるとともに、視点となる重要な場所です。
- ☆施設単体ではなく、景観まちづくりの方針に沿った整備事項を定め実践することにより、まちの魅力が格段にアップします。



景観重要公共施設(道路)整備のイメージ

4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- ☆本県の景観的特長の中で大きなウェイトを占める農村景観は、地域の文化そのものであり、積極的な保全・創出が望まれます。
- ☆景観計画では、農業振興地域における魅力ある景観の保全・創出を図るために、「保全・創出すべき地域の景観の特色とその地域の範囲」、「その景観を保全・創出するための方針」等の基本的な事項を示します。



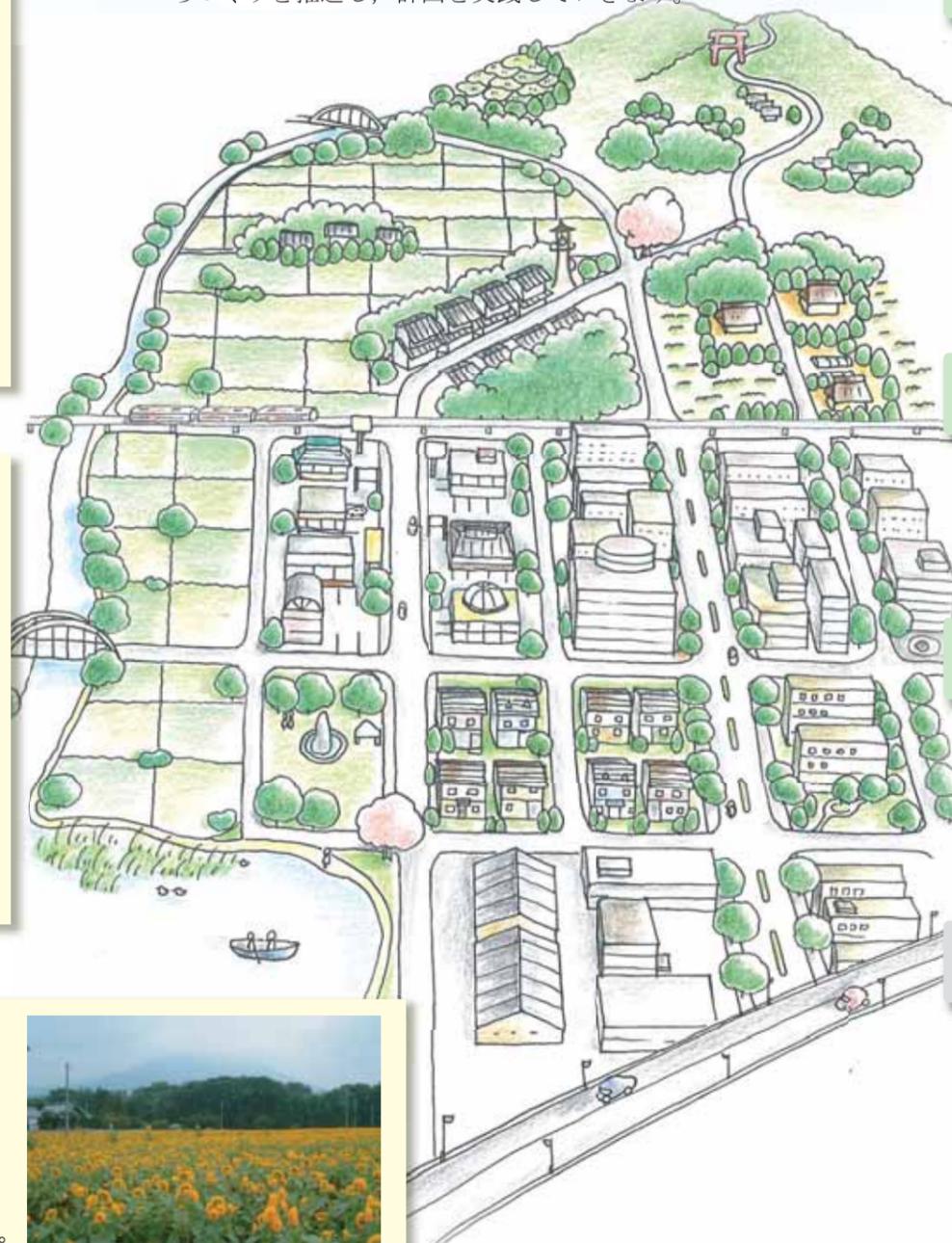
景観と調和した土地利用のイメージ

景観計画では、まず、地域特性や景観特性を踏まえて、「景観計画区域」や「良好な景観の形成に関する方針」を設定し、さらに景観重要建造物や樹木、景観重要公共施設等の各方針を定めます。

次に、これらを具現化するために、実践的な「行為の制限に関する事項」等を定めていきます。

景観計画の策定にあたっては、各段階において地域住民とともにワークショップを行ない、検討結果を景観計画に反映していきます。

また、景観計画策定後は、各種制度を活用して景観まちづくりを推進し、計画を実践していきます。



5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- ☆行為の制限に関する事項は、地域住民等と課題や方向性を共有化し、利害関係者と調整を行いながら検討します。
- ☆制限の対象となる行為は、建築物の建築や工作物の建設等で、街並みに大きな影響を及ぼす行為は何かを検討し、届出の対象とします。
- ☆制限する行為の規模や基準は、地区の特性に応じて定め、できるだけ数値化することが望まれます。

6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- ☆屋外広告物は景観形成に与える影響が非常に大きい景観要素です。
- ☆市町村屋外広告物条例を定めることによって、強化すべき規制内容をきめ細かく設定することが可能です。



7 景観重要公共施設の占用等の基準

- ☆景観重要公共施設について、管理者以外の者が設置する建築物や工作物、その他の物件の占用等の許可の基準を、各法律で定められている基準に上乗せして定め、景観特性を維持・増進することができます。

8 自然公園法の許可基準

- ☆景観計画区域内の国立・国定公園区域において自然公園法の許可が必要となる一定の行為について、景観形成上必要な上乗せ基準を定めることができます。
- ☆景勝地を有する地域や、市街地と近接している場合等に有効です。

9 その他の「景観計画」に活用できる制度

- ☆景観まちづくり施策には、都市計画法に基づく制度や協定制度等があり、これらを組み合わせて景観計画を実践していくことが有効です。

- ★景観協定
- ★地区計画景観法条例
- ★景観協議会
- ★景観地区
- ★準景観地区
- ★景観整備機構
- ★住民等提案制度